

[事案 2019-129] 満期保険金支払請求

・令和2年1月10日 裁定終了

<事案の概要>

満期保険金が存在しないことを不服として、募集人から説明されたとおりの満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年5月に契約した定期保険について、以下の理由により、保険料払込満了時に満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約時に募集人から、保険料払込満了時に満期保険金が支払われると約束された。
- (2) 保険料払込満了時に満期保険金が支払われると記載された書類が存在したが、自宅を訪問してきた保険会社の職員に盗まれた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に募集人は、保険料払込満了時に満期保険金が支払われるといった説明はしていない。契約時に交付した説明資料にも、掛捨て保険であると明記している。
- (2) 契約内容通知を定期的に送付しており、申立人は、事後的に契約内容を認識する機会が何度もあった。
- (3) 盗まれた書類が何か特定されていないが、当社職員が無断で書類を預かることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および書類盗難時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料払込満了時における満期保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。